



福島県郡山市で発生した爆発事故を踏まえた飲食店の防火対策に係る注意喚起等について

令和2年(2020)7月30日に福島県郡山市で発生した飲食店の爆発事故では、これまでのところ、**死者1名**、**負傷者19名**(重症者2名、軽症17名)の被害が発生しています。

現時点で出火原因等は特定されていませんが、屋内のガス配管の腐食箇所から液化石油ガス(LPGガス)が漏洩し、何らかの火源により引火、爆発した可能性が考えられます。

このような状況を踏まえ、類似事故の発生を防止するため、液化石油ガス(LPGガス)を取り扱う飲食店や各種事業所におかれましては、次の留意事項等を参考に防火対策の徹底をお願いします。

1 留意事項

(1) ガス機器の適切な維持管理について

ア ガス機器の定期的な清掃やメンテナンスを行ってください。

イ ガス機器に異常を感じた場合やガス配管等に破損や著しい腐食等がある場合は直ちに使用を中止するとともに、緊急連絡先やメーカーに連絡し、修理等を依頼してください。

ウ 休業等でガスを長期間使用しない場合や事業を再開する場合は、液化石油ガス販売事業者に連絡をしてください。

(2) 消防法令の遵守について

防火管理者の選任、消防用設備等の設置及び点検など消防法令の遵守をお願いします。

2 参考

(1) 経済産業省のホームページに掲載されている注意喚起

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200805003/20200805003.html>

(2) 業務用厨房機器をお使いの皆様へ(チラシ)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/kouhou/0226chubo-mainete01.pdf

